

薬生食輸発1217第1号
平成30年12月17日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産生鮮ミニトマトの検査命令免除業者の追加、中国産ほうれんそう及びその加工品の加工企業リストの追加並びに米国産セロリのビフェントリンの削除)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第1号（最終改正：平成30年12月11日付け薬生食輸発1211第1号）により通知したところである。

今般、韓国政府から、対日輸出生鮮ミニトマトについて、残留農薬に係る管理が適切になされているとして、新規輸出者のID登録の連絡があったことから、同通知の別表18を別紙1のとおりとする。

また、中国政府から、冷凍調理ほうれんそう加工企業について、新規登録の連絡があったことから、同通知の別表10を別紙2のとおりとする。

さらに、米国産セロリのビフェントリンについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願ひする。

記

別添1の米国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
セロリ及びその加工品（簡易な加工に限る。）		ビフェントリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるビフェントリンが検出されるおそれがあるため。

を削除する。